

平成 22 年 第 回短答式試験問題 企業法 解答解説

問題 1

正解 2 難易度 A (易しい)

解説

- ア．正しい。商法 7 条。
- イ．誤り。個人商人は、営業ごとに数個の商号を用いることができる。
- ウ．正しい。商法 15 条 1 項。
- エ．誤り。旧商法の規定 (30 条) であり、新商法では廃止されている。

以上、正しいものは、アとウであるから、2 が正解となる。

問題 2

正解 1 難易度 B (普通)

解説

- ア．正しい。「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をなすことを業とするものをいい (商法 543 条)、「媒介」とは当事者の間に立って、それらの者の間に法律行為を成立させることに尽力する活動をいう。よって、旅館業者と客の間で宿泊契約が成立するように尽力することを営業とする者は、仲立人である。
- イ．正しい。商法 557 条、31 条。
- ウ．誤り。運送人が荷送人に貨物引換証の交付義務を負うのは、荷送人の請求があった場合である (商法 571 条 1 項)。
- エ．誤り。旅館業者 (場屋業者) は、滅失または毀損が不可抗力によって生じたことを証明すれば、損害賠償責任を免れることができる (商法 594 条 1 項)。

以上、正しいものは、アとイであるから、1 が正解となる。

問題 3

正解 4 難易度 A

解説

ア．誤り。株式会社の設立無効の訴えの提訴期間は、会社の成立の日から2年以内であり（会社法 828 条 1 項 1 号）提訴権者は、「株主等」である（株主に限られない。同 2 項 1 号）。

イ．正しい。会社法 53 条 2 項。

ウ．誤り。旧商法の払込担保責任は会社法では廃止されている。

エ．正しい。会社法 51 条 2 項。

以上、正しいものは、イとエであるから、4 が正解となる。

問題 4

正解 1 難易度 A

解説

ア．正しい。株式の分割は株式の発行ではなく既存株式の細分化だから、株主は、分割する株式と異なる種類の株式を取得することはできない（会社法 183 条）。なお、株式無償割当は株式の発行であるから、株主は、分割する株式と異なる種類の株式を取得することができる（同法 185 条）。

イ．正しい。既存株式の細分化である株式の分割は同じ種類の株式を増加させるものだから、種類株式発行会社では、株式の種類ごとに株式の分割を行うことができる（会社法 183 条 2 項 1 号）。

ウ．誤り。取締役会設置会社では株主総会の決議は不要であり、取締役会の決議で足りる（会社法 183 条 2 項 かつ 書）。

エ．誤り。会社法 183 条 2 項の決定手続き中で発行済株式総数を増加させる定款の変更（同法 466 条、309 条 11 号）をすることができる（同法 184 条 2 項）。定款の変更が擬制されるわけではない。

以上、正しいものは、アとイであるから、1 が正解となる。

問題 5

正解 3 難易度 A

解説

ア．誤り。このような規定はない。

イ．正しい。会社法 219 条 1 項 2 号。

ウ．正しい。会社法 180 条 3 項。

エ．誤り。株主総会の特別決議があれば足りる（会社法 180 条 2 項、309 条 2 項 4 号）。

以上、正しいものは、イとウであるから、3 が正解となる。

問題 6

正解 2 難易度 A

解説

ア．正しい。会社法 124 条 2 項。

イ．誤り。「基準日株主」（会社法 124 条 1 項）であれば、基準日後に株式を譲渡しても、配当を受け取ることができる。

ウ．正しい。会社法 124 条 4 項。

エ．誤り。基準日株主が行使することができる権利の内容は、定款で定めれば足り（会社法 124 条 2 項・3 項）株主総会決議で定める必要はない。

以上、正しいものは、アとウであるから、2 が正解となる。

問題 7

正解 4 難易度 A

解説

ア．誤り。公開会社が株主総会の特別決議により募集事項等を決定した場合、株主には募集事項を知る機会が与えられているから、募集事項の通知・公告は不要である（会社法 201 条 3 項参照）。

イ．正しい。会社法 209 条 2 号。

ウ．正しい。新株発行無効の訴えには遡及効がないからである（会社法 839 条）。

エ．誤り。新株発行無効の訴えの提訴期間には、公開会社では、株式の発行の効力が生じた日から 6 箇月以内、公開会社でない株式会社では、株式の発行の効力が生じた日から 1 年以内という制限がある（会社法 828 条 1 項 2 号）。

以上、正しいものは、イとウであるから、4 が正解となる。

問題 8

正解 4 難易度 A

解説

- ア．誤り。委員会は、公開会社か否か、大会社か否かを問わず、置くことができる。
- イ．正しい。公開会社は取締役会を設置しなければならない（会社法 327 条 1 項 1 号）。そして、取締役会設置会社（委員会設置会社を除く。）は監査役を設置しなければならない（同法 327 条 2 項）。なお、委員会設置会社には監査役を置いてはならない（同 4 項）。
- ウ．正しい。会社法 335 条 3 項。
- エ．誤り。監査役会の設置義務が生じるのは、大会社かつ公開会社（取締役会設置会社。会社法 327 条 1 項 1 号）の場合である（同法 328 条 1 項）。

以上、正しいものは、イとウであるから、4 が正解となる。

問題 9

正解 5 難易度 A

解説

- ア．誤り。会社は自己株式については議決権を行使できない（会社法 308 条 2 項）。
- イ 誤り。子会社は親会社株式については議決権を行使できない（会社法 308 条 1 項 かつ 書）。
- ウ．正しい。会社法 342 条 3 項。
- エ．正しい。会社法 109 条 2 項。

以上、正しいものは、ウとエであるから、5 が正解となる。

問題 10

正解 2 難易度 A

解説

- ア．正しい。会社が株主に書面による議決権の行使を認めなければならないのは、株主総会において議決権を行使することができる株主の数が 1,000 人以上の会社の場合である（会社法 298 条 2 項・1 項 3 号）。
- イ．誤り。このような制限を課すことができる規定はない（会社法 310 条参照）。
- ウ．正しい。会社法 313 条 2 項。

エ．誤り。電磁的方法による議決権の行使をすることができる株主に制限はない。なお、電磁的方法によって株主総会の招集通知を発することについて承諾した株主に対しては、その通知に際して、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない（会社法 302 条 3 項）、それ以外の株主から総会の会日の 1 週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、直ちに、当該株主に対して当該事項を電磁的方法により提供しなければならない（同 4 項）。

以上、正しいものは、アとウであるから、2 が正解となる。

問題 11

正解 3 難易度 C（難しい）

解説

ア．正しい。会社法 339 条 2 項。

イ．誤り。執行役は取締役会の構成員ではないから、取締役会への出席義務はない（会社法 368 条 1 項参照）。委員会設置会社では執行と監督が分離されているからである。

ウ．誤り。会社法 423 条 3 項 3 号かっこ書、会社と執行役の利益相反取引の取締役会の承認決議を除外している。

エ．正しい。会社法 417 条 4 項。

以上、正しいものは、アとエであるから、3 が正解となる。

問題 12

正解 5 難易度 A

解説

ア．誤り。監査役会の招集権者は各監査役である（会社法 391 条）。

イ．正しい。会社法 392 条 2 項。

ウ．誤り。会計監査人設置会社では、会計監査人の監査を経て監査役の監査が行われる。そして、監査役は、計算関係書類および会計監査報告を受領したときは、監査報告を作成しなければならない（会社計算規則 127 条）。

エ．正しい。会社法 393 条 4 項。

以上、正しいものは、イとエであるから、5 が正解となる。

問題 13

正解 2 難易度 B

解説

- ア．正しい。会社法 357 条 2 項。
- イ．誤り。報告先は監査役会である（会社法 375 条 2 項）。
- ウ．正しい。会社法 382 条。
- エ．誤り。報告先は監査役会である（会社法 397 条 3 項）。

以上、正しいものは、アとウであるから、2 が正解となる。

問題 14

正解 1 難易度 C

解説

- ア．正しい。会社法 346 条 1 項・2 項。
- イ．正しい。会社法 403 条 3 項、401 条 2 項・3 項。
- ウ．誤り。一時監査役を選任するのは、裁判所である（会社法 346 条 1 項・2 項）。
- エ．誤り。一時会計監査人を選任するのは、監査役・監査役会・監査委員会である（会社法 346 条 4 項・6 項・7 項）。

以上、正しいものは、アとイであるから、1 が正解となる。

問題 15

正解 4 難易度 B

解説

- ア．該当しない。資本維持の原則から、会社法 465 条 1 項各号は、業務執行者が欠損の填補責任を負わされる場合を列挙しているが、本肢の場合はいずれにも該当しない。
- イ．該当する。会社法 465 条 1 項 2 号。
- ウ．該当しない。剰余金の配当については欠損の填補責任が生じるのが原則である（会社法 465 条 1 項 10 号）が、本肢の場合は債権者保護手続き（同法 449 条）がとられるから、責任を負わされる行為からは除外されている（同法 465 条 1 項 10 号ロ）。
- エ．該当する。会社法 465 条 1 項 10 号。

以上、責任を負わされる行為に該当するものは、イとエであるから、4 が正解となる。

問題 16

正解 1 難易度 A

解説

- ア．正しい。組織変更とは、株式会社が持分会社になること、または、持分会社が株式会社になることだからである（会社法 2 条 26 号）。
- イ．正しい。会社法 779 条。
- ウ．誤り。総株主の同意が必要である（会社法 776 条 1 項）。
- エ．誤り。効力発生日は変更することができる（会社法 780 条）。

以上、正しいものは、アとイであるから、1 が正解となる。

問題 17

正解 3 難易度 A

解説

- ア．誤り。合同会社の資本金の額は、定款の記載事項ではない（会社法 576 条 1 項各号参照）。なお、登記事項ではある（同法 914 条 5 号）。
- イ．正しい。法人は持分会社の社員になることができ（会社法 576 条 1 項 4 号）法人社員は業務執行権を有する（590 条）。この場合の法人は、当該業務を執行する社員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の社員に通知しなければならない（598 条 1 項）。
- ウ．正しい。会社法 591 条 2 項。
- エ．誤り。業務を執行する社員の全員の承諾が必要である（会社法 585 条 2 項）。

以上、正しいものは、イとウであるから、3 が正解となる。

問題 18

正解 2 難易度 B

解説

- ア．正しい。会社法 600 条。
- イ．誤り。合名会社・合資会社については、計算書類として貸借対照表の作成のみが義務づけられている（会社法 617 条、会社計算規則 71 条 1 項 1 号）。
- ウ．正しい。会社法 2 条 31 号。
- エ．誤り。原則として、持分会社の社員はその死亡により当然に退社する（会社法 607 条 1 項 3 号）から、相続人は当該社員の持分を承継しない。

以上、正しいものは、アとウであるから、2 が正解となる。

問題 19

正解 5 難易度 A

解説

ア．誤り。過料に処せられる（金商法 208 条 2 号）。

イ．誤り。内部統制報告書を任意に提出する場合（金商法 24 条の 4 の 4 第 2 項）でも、監査証明を受ける必要がある（同法 193 条の 2 第 2 項）。

ウ．正しい。金商法 25 条 1 項 6 号。

エ．正しい。金商法 24 条の 4 の 8。

以上、正しいものは、ウとエであるから、5 が正解となる。

問題 20

正解 2 難易度 B

解説

ア．正しい。金商法 27 条の 2 第 3 項。

イ．誤り。公開買付けは、原則として撤回することができない（金商法 27 条の 11 第 1 項本文）。なお、撤回することがある旨の条件を付した場合のほか、それ以外の場合でも撤回することができる場合がある（同ただし書）が、どのような事情によっても撤回できるわけではなく、撤回できる場合は限定されている。

ウ．正しい。金商法 27 条の 25 第 1 項ただし書。

エ．誤り。写しは当該株券等の発行者等に送付する必要がある（金商法 27 条の 27）。

以上、正しいものは、アとウであるから、2 が正解となる。